

第2号様式

年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

【甲：中小工務店】

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

印

【乙：共同事業者】

(現住所)

(氏名)

印

千葉県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入促進事業共同事業実施規約

本事業に係る補助金の交付を受けるため、甲（交付要綱第2条に規定する中小工務店）及び乙（交付要綱第2条に規定する共同事業者）は、県が別紙において定める、共同事業実施規約（以下「本規約」という。）に基づく取り決め事項に同意し、本事業を共同で行うことを届け出ます。

また、甲及び乙は、本規約（別紙を含む）を作成し、署名又は記名押印のうえ、それぞれ1通を保存し、その写しを県に提出するものとします。

補助金の還元方法 ^{※1}	<input type="checkbox"/> (1)本件契約に係る乙の甲に対する債務（支払）に充当する <input type="checkbox"/> (2)甲が乙に現金で支払う ^{※2} ※1 還元方法は原則として(1)とすること。 ※2 本件契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。
契約金額（税抜） ^{※3}	<p style="text-align: center;">円</p> ※3 補助金の還元方法が(1)である場合、補助金相当額を差し引く前の金額を記入すること。
補助対象住宅の種類と補助金額	<input type="checkbox"/> Z E H : 補助金額50万円 <input type="checkbox"/> Z E H Oriented : 補助金額50万円 <input type="checkbox"/> Z E H + : 補助金額100万円 <input type="checkbox"/> G X志向型住宅 : 補助金額100万円

※甲が説明し、甲および乙が同意した内容について、乙が記入すること。

※本規約の記載内容に変更が生じた場合は、変更後の内容で再締結し、実績報告時に提出すること

第1条 (要件等の確認)

- 甲及び乙は、本補助金の交付要綱及び募集要領等（以下、「交付要綱等」という。）をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
- 2 甲及び乙は、以下の①から⑧の全ての事項について、了解する。
- ① 本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと。
 - ② 本補助金の補助対象となる住宅（以下、「本住宅」という。）について、補助対象が重複していない場合を除き、県の予算を財源とする他の補助金との併用は行わないこと。
 - ③ 県が前号に違反する疑いがあると認めた場合、県は、併用が疑われる他の補助事業の所管先に対して、本住宅について甲及び乙が提出した本補助金の交付申請の情報を提供する場合があること。
 - ④ 交付要綱等に反して、若しくは怠慢、虚偽の申告及びその他の不正な手段（以下、「不適切な行為」という。）により、本補助金の交付を受け、又は受けようとしてはならないこと。また、相手が不適切な行為を行っている、又は行おうとしていることを知ったときは、直ちに県に報告しなければならないこと。
 - ⑤ 県が前号に違反する疑いがあると認めた場合、または本補助金の適正かつ円滑な運営のために必要と認めた場合、県は、本交付申請において県へ提出した書類の発行元や本交付申請の関係者（甲、乙及びその他関係者等）に対して、本交付申請の情報を提供し、調査（本住宅への現地調査等を含む。）を行うことがあり、甲および乙はこれに協力しなければならないこと。
 - ⑥ 甲及び乙は、補助事業の完了から県が交付要綱等で定める取得財産等の処分を制限する期間を経過するまで、県の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した場合、補助金の返還命令の対象となること。
 - ⑦ 県が、本事業の効果検証を行う場合、甲及び乙は県等に協力すること。
 - ⑧ 前各号に違反した場合、本補助金の交付を受けられないこと又は本補助金の返還を求める場合があること。

第2条 (申告)

- 甲及び乙は、以下の①及び②に該当しないことを互いに申告する。なお、②については、甲の役員等（実質的に経営に関与する者を含む。）が該当しないことを含む。
- ① 過去、県が交付する補助金において、不適切な行為により補助金の交付停止や返還等の処分を受け、本事業への参加や補助金の交付に制限を受けている者（団体を含む。）
 - ② 暴力団若しくは暴力団員である、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
2 乙は、本住宅について、本補助金における他の交付申請及び、前年度における本事業と同等の補助事業を含む県の財源が充当された他の補助金の交付を受けていないこと。

第3条 (交付申請等)

- 本補助金に係る一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。
- 2 本補助金の交付後であっても、乙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに本住宅に入居し、当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。

第4条 (本補助金の支払と還元)

- 本補助金は、甲の提出する交付申請に県が交付決定を行った後、以下の①又は②のいずれか早い時期に、県が甲が指定した口座に振込を行うことで交付される。
- ① 甲の実績報告が適正に提出されたことを確認した後、県が指定する支払日
 - ② 令和9年5月31日
- 2 甲は本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。
- ① 本件契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法
 - ② 現金で支払う方法（ただし、本件契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。）
- 3 甲は、第1項の補助金支払日までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。

第5条 (本補助金の申請ができない場合等の取り決め)

- 甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わねばならない。
- ① 交付申請が正しく提出される前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
 - ② 第1条第2項の⑧により本補助金の交付を受けられない場合
 - ③ 第2条において虚偽の申告をした場合
 - ④ その他、県が本補助金の交付目的に反すると判断し、本補助金の交付を行わなかった場合
- 2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第6条 (補助金の返還等)

- 第1条第2項の⑧により補助金の交付を受けることができなくなった場合、県は、本交付申請に対して補助金を交付せず、又は本交付申請に対する交付決定を取り消し、交付済みの補助金について、返還を求める。
- 2 甲及び乙は、本補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
- 3 県は、第1項に定める本補助金の返還命令、第4条第2項及び第5条に定める補助金の還元に関する紛争、その他甲及び乙、並びに第三者との間で生じた紛争、並びにその他一切の損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに異議を申し立てないものとする。